令和８年10月20日

厚木市総合窓口等等業務委託
参加表明に関する質疑事項及び回答

厚木市総合窓口等業務委託の参加表明に関する質疑事項に対して、次のとおり回答します。

項番	資料名称 （実施要領、仕様書等）	ページ 項目等	質問事項	回答
1	実施要領	３頁４(13)	「イ　構成員は２者以下であること。」 上記の条件につきまして、構成員間の関係性としまして、再委託でのご提案も可能となりますでしょうか。	あくまで共同事業体での参加を認めているものであり、再委託での参加は認めておりません。 また、再委託については、受注決定後、厚木市総合窓口等業務委託仕様書11頁「12　再委託の禁止」に従い、適切に対応をしていただくこととなります。
2	実施要領	３頁４(13)	「イ　構成員は２者以下であること。」 従事者を派遣採用した際は、この条件には該当しない認識で相違ございませんでしょうか。	御認識のとおりです。 従事者については、直営採用・派遣採用を問いませんが、責任を持って教育や指導、管理監督が出来る体制の構築及び業務運営をお願いいたします。